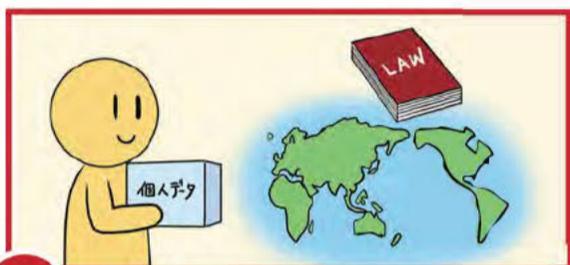


第12話 改正法編⑥
外国にある第三者への提供(越境移転)

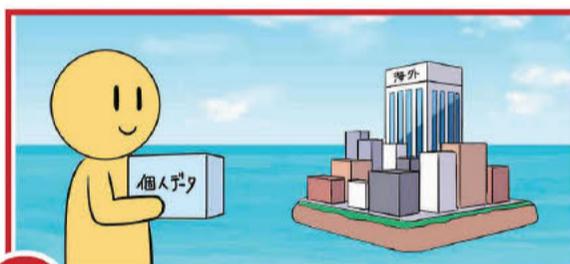
クイズ 12 個人データの越境移転における「本人への情報提供」とは？



A 移転先の国旗の表記



B 移転先の国の個人情報保護に関わる制度



C 移転先が講ずる個人情報保護のための措置

6

本人からの同意取得時にはこれらの情報提供が必要よ

- ・移転先の所在国の名称
- ・当該外国における個人情報の保護に関する制度
- ・移転先が講ずる個人情報保護のための措置

2つめの「制度」は日本の個人情報保護法との違いを認識できる情報を提供しなければならないよ

7

外国にある第三者が基準に適合する体制を整備した事業者の場合には、例えば

① 移転元が必要な措置をとること

年1回以上定期的な確認

年に1回以上の定期的な確認や、移転先での適正取扱いに問題が生じた場合の対応をさだめるなどの措置をとることが必要ね

8

② 本人の求めに応じて必要な措置等に関する情報を提供すること

そして、その必要な措置等についてはお客様本人からの求めに応じて情報を提供しなければならないの

個人データの取扱い、保管方法等

なるほど

色々とかないと

9

どうだい、いろんな部署を回って感想は？

様々な部署で個人情報を扱っていることを知りました

また、個人情報保護法によりお客様の情報が守られていることを改めて確認できました

10

しかし、まだこれでおわりじゃないぞ！

お客様の大切な個人情報を守るために、私たちの使命はまだ続く

1

海外事業部ではどんなお仕事をされているんですか？

個人情報保護法改正対応を確認する法務部メンバー、今日は海外事業部に来ています

2

最近だと、サービス企画部が外国のグループ会社に個人情報の取扱業務の委託をしたいとかで相談を受けたな

外国におけるグループ会社の展開や、契約関連が中心だけど、他部署からいろいろ相談なんかを受けることもあるね

3

そうなんだ、何が増えたの？

個人データが増えた事は知っていますか？

ではこの機会にしっかりと勉強しましょう！

個人情報保護法の改正で、外国にある第三者への個人データの提供に関するルールが増えた事は知っていますか？

4

まずはおさらいよ、改正前の外国にある第三者へ個人データが提供できる条件はこれね

改正前

- 本人の同意
- 基準に適合する体制を整備した事業者
- 日本と同等の水準国 (EU、英国)

5

それが改正法によってこう変わったのよ

改正後

- 本人の同意 → 本人からの同意取得時に法令で定められた情報を提供すること
- 基準に適合する体制を整備した事業者 → ① 移転元が必要な措置をとること ② 本人の求めに応じて必要な措置等に関する情報を提供すること
- 日本と同等の水準国 (EU、英国) → 継続